

第 46 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 特別受益分考慮の有無別 全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	6 208	623	4 687	898

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) 遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	6 187	837	109	618	49	1 435	391
	(3 140)	(414)	(60)	(172)	(23)	(806)	(164)
1000 万円以下	1 273	302	74	276	22	318	71
	(576)	(137)	(41)	(75)	(10)	(185)	(29)
5000 万円以下	2 492	306	15	249	15	643	173
	(1 348)	(177)	(9)	(73)	(11)	(384)	(70)
1 億円以下	998	96	5	52	3	207	73
	(525)	(53)	(4)	(11)	(1)	(118)	(29)
5 億円以下	735	40	1	14	-	91	35
	(379)	(14)	-	(7)	-	(46)	(16)
5 億円を超える	81	6	-	2	-	11	4
	(44)	-	-	-	-	(6)	(3)
算定不能・不詳	608	87	14	25	9	165	35
	(268)	(33)	(6)	(6)	(1)	(67)	(17)

(注)()内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 47 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めがあった
事件数 寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別
全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	208	81	48	22	16	5	36
配 偶 者	23	10	3	2	2	-	6
子	168	62	44	19	13	3	27
そ の 他	17	9	1	1	1	2	3

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めがあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数(「分割をしない」
遺産の価額別 全家庭裁判所

土動 産 地そ の ・他	建 物 ・ 現 金 等	建動 産 物そ の ・他	現動 産 金そ 等 の ・他	土現 地 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等	土動 地 産 ・ そ 建 物 ・ 他	土動 地 産 ・ 現 金 の 等 ・ 他	建動 物 ・ 現 金 の 等 ・ 他	土現動 地 ・ 金 ・ 建 物 の 等 の ・ 他
32	96	15	102	1 577	181	68	30	647
(15)	(45)	(7)	(56)	(809)	(102)	(39)	(19)	(409)
5	24	5	28	101	19	6	6	16
(4)	(12)	-	(11)	(41)	(14)	(2)	(4)	(11)
18	52	7	49	682	65	17	12	189
(8)	(25)	(5)	(30)	(372)	(37)	(12)	(9)	(126)
4	6	2	15	339	32	15	4	145
(1)	(3)	(1)	(9)	(183)	(12)	(9)	(2)	(89)
3	1	-	5	285	45	22	2	191
(1)	-	-	(4)	(133)	(25)	(13)	(1)	(119)
1	-	-	1	17	6	-	-	33
(1)	-	-	(1)	(9)	(4)	-	-	(20)
1	13	1	4	153	14	8	6	73
-	(5)	(1)	(1)	(71)	(10)	(3)	(3)	(44)